



小学生による施設見学の様子

◆ 目 次 ◆

○ご挨拶 .....	P2. P3
○臨時総代会、平成28年度決算 .....	P4. P5
○通常総代会、平成29年度事業報告 .....	P6～P9
○平成30年度予算 .....	P10
○お知らせ .....	P11.P12

# ご 挨拶

## 福岡堰土地改良区 理事長 倉持 悦典



理事長の倉持でございます。広報の発行にあたり組合員の皆様にご挨拶を申し上げます。

当改良区役員・総代・組合員の皆様には、各種事業の推進について日頃からご協力を頂き厚く御礼を申し上げます。

また、茨城県南農林事務所、管内各市、そして茨城県土地改良事業団体連合会等、関係機関の皆様にも、特段のご支援ご協力を頂き御礼を申し上げます。

さて、長年続けられてきた食料米の国指導の生産調整が本年度から廃止となります。しかし、需給に合わせた調整をせず、自由に市場原理に任せては、米価の下落は明らかであります。農協が中心になって今まで同様の対処がされるはずですが、当改良区としても本当に大事なことなので、最大限協力していくつもりです。それだけでなくとも需要の減少や営農者の高齢化など、問題が山積している今、組合員の皆様と心をつなげて乗り切る覚悟を新たにしています。

近年、当改良区発注の土地改良事業の工期遅延が、受注各社の努力で大幅な改善が見られてきましたが、平成29年度は、全社が工期内に完成できました。当改良区で初めてのことと思います。改めて関係各位に感謝を申し上げます。

平成29年度も引き続き、当改良区発注分の農業基盤整備促進事業や内郷工事、そして県営事業である経営体育成基盤整備事業藤代北部地区や地盤沈下対策事業福岡堰4期地区、小貝東部2期地区と整備を進めています。又、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業本田排水機場地区は、当初予算は120,000千円でしたが、284,862千円に補正され、一気に改修のスピードが上がっています。又、藤代北部地区については、今年度を以て排水路の工事は終了できました。関係各位の長年に渡ってのご協力に感謝いたします。

平成30年度の国の土地改良事業予算は、平成29年度の補正を含めて5,800億円で前年比108%と決定しております。茨城県においても前年比105%になっています。これは自民党が下野する前の規模に戻ったのですが、今後も気を緩めることなく、昨年度以上に県や関係者と協力し国の機関に要望等をして、当初予算がこの規模になるように働きかけていきます。

昨年、皆様にご心配をおかけしました川崎地区の小排水路護岸工事のつくばみらい市の負担分は、ゼロと

の回答から1年掛かりましたが、市議会議員の有志のご尽力によって3月、6月そして9月と3回の議会でようやく前年度と同率の補正がなされ無事工事も完成いたしました。本当にご心配をおかけいたしました。福岡堰土地改良区一丸となって対処し、この結果を得ました。各市議会議員の皆様をはじめ議会傍聴等積極的にご尽力いただいた皆様にはただ感謝の一言です。ありがとうございました。

現在、県営経営体育成基盤整備事業伊奈三期地区を、推進委員の皆様と平成31年度の採択に向け活動しています。昨年、つくばみらい市からは、市の負担が8%だとしか回答が得られていませんが、取手市からは、同事業の藤代北部地区について国のガイドラインと同率の10%をいただいていることや、つくばみらい市が守谷土地改良区に対しては同じ事業であるのに10%の負担を約束しており、同率の要求をしています。組合員の皆様の地元負担が少しでも軽減されるよう国のガイドラインに沿っての当然の要求だと思っております。今後は、我々農業者が少しでも安心して営農に励める環境作りに市政が方向転換するよう期待しています。

また、昨年もお願いましたが、多面的機能支払交付金の実施状況は、ここに来て参加団体が増加しておりません。他県や他市町村と比較して普及率がかなり低いのが現状です。組合員の皆様にも前向きに検討して頂きたいと願っております。又、農地中間管理事業を取り入れることも大事なことです。この2つの事業は、これからの農業経営には欠かせない車の両輪と考えます。併せてご検討をお願い致します。

最後になりましたが、組合員の皆様そして各関係機関の皆様のご健勝と更なるご発展をご祈念申し上げましてご挨拶と致します。



## 茨城県県南農林事務所 土地改良部門長 檜山 敦



4月の定期人事異動により、茨城県県南農林事務所土地改良部門長として参りました檜山でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

また、福岡堰土地改良区の皆様方には、日頃より当管内の農業農村整備事業の推進にあたりまして、特段のご支援とご協力を賜り誠にありがとうございます。紙面をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

先日、伊奈神社例祭に参列させて頂き、これまでの400年以上に渡る、先人たちの労苦に思いを馳せることが出来ました。

この常陸谷和原三万石は、今では、茨城県を代表する穀倉地帯になっておりますが、1625年に忠治公が命じた「山田沼堰」の建設に始まり、これまで幾度となく堰の改築や用排水路の整備・改修が続けられてきました。

福岡堰に関係する者として、これまで諸先輩方が成し遂げてきたように、この地域を潤す用水施設や排水施設等の農業水利施設を、その時代に合わせた改修や改良を行い、後世にまで守り伝える責務があると感じ

ております。

県では、平成28年に策定した「第8次土地改良5カ年計画」に基づき、老朽化の進む農業水利施設の長寿命化対策、地域資源を活用した多面的機能支払交付金等の取組を進めております。本県農業を更に持続的に発展させていくためには、これらの取組を計画的かつ着実に進める必要があります。

次に、福岡堰土地改良区で実施しております県営事業の平成30年度の事業概要について紹介させていただきます。まず、経営体育成基盤整備事業の伊奈二期地区や藤代北部地区では農道工事、地盤沈下対策事業の福岡堰4期地区では谷井田落排水路、同じく小貝東部2期地区では中用22号水路及び谷井田用水路等、また、基幹水利施設ストックマネジメント事業の本田排水機場地区では電気設備及び2号電動機の更新を予定しております。皆様のお力添えを頂きながら、コスト縮減と効率的な進行管理に努めてまいります。さらに、旧伊奈町の北西部地域において、排水路整備等の事業化に向けて、引き続き調査を進めてまいりますので、より一層のご協力をお願いいたします。

結びに、福岡堰土地改良区の益々のご隆盛と水利の安全、今年の豊作をお祈り申し上げましてご挨拶いたします。



## 茨城県土地改良事業団体連合会 県南事業所長 小沢 裕市



昨年度に引き続きまして、土地改良事業団体連合会県南事業所長を務めることになりました小沢でございます。本年度もよろしくをお願い致します。

福岡堰土地改良区の皆様方には、常日頃より農業農村整備事業の推進はもとより本会の業務運営に対しまして、特段のご支援とご協力を賜り、紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

近年の農業農村を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や減少、耕作放棄地の増大、農業水利施設の老朽化など様々な課題に加え、人口減少や少子高齢化に伴う国内市場の縮小、貿易自由化の動きなど、今後も厳しい環境が予想されます。

さて、昨年9月に改正土地改良法が施行され、担い手への農地の集積・集約に向け、農地中間管理機構と連携した新たな基盤整備事業の創設、更には、耐用年数を超過した農業水利施設の増加に伴う突発事故への対応など、農業競争力の強化に向けた施策が展開されております。

このような中、近年の農業及び農村をめぐる情勢の変化に対応するとともに、土地改良区の業務運営の適

正化を図るため、土地改良区の組合員資格の拡大、総代会の設置及び土地改良区連合の設立に係る要件の緩和等の措置を講ずること等が盛り込まれた「土地改良法の一部を改正する法律」が本年3月の国会に提出されました。今後の改良区運営に大きく影響することが見込まれます。

また、農業従事者の減少や、農村の混住化が今後ますます進んでいくことが見込まれる中で、将来にわたり農業水利施設を適正に維持管理していくためには、土地改良区の体制強化と、適時、適切な補修及び管理が必要となっております。

その土地改良事業を推進し、基幹的農業水利施設等を維持管理している土地改良区は、農村環境の保全をはじめとして、その存在意義は、更に高まっていくものと考えております。

本会といたしましても、土地改良区は地域農業を守る重要な組織であるということを踏まえながら、会員の皆様と一緒に本県農業の振興・発展に努めて参りますので、今後とも、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、福岡堰土地改良区の益々のご発展と、組合員の皆様方のご健勝をご祈念申し上げましてご挨拶と致します。

## 臨時総代会開催

平成29年10月13日(金)、当土地改良区事務所会議室において、臨時総代会が開催され、つくばみらい市十和地区の片見 育司総代を議長に選出し、次の議案について審議し、全議案原案通り承認及び可決決定されました。



第 1 号議案 平成 28 年度事業報告の承認について

第 2 号議案 平成 28 年度財産目録の承認について

第 3 号議案 平成 28 年度会計収入支出決算の承認について

(ア) 一般会計

(イ) 常勤役職員退職給与積立金特別会計

(ウ) 地区除外決済金特別会計

(エ) 地区除外決済金積立金特別会計

(オ) 備品費及び財産費引当積立金特別会計

(カ) 農業基盤整備促進事業特別会計

(キ) 県単土地改良事業特別会計

第 4 号議案 平成 29 年度組合費賦課率及び徴収方法の議決中、一部変更について

第 5 号議案 平成 29 年度農業基盤整備促進事業施行議決中、一部変更について

第 6 号議案 平成 29 年度農地耕作条件改善事業の施行について

第 7 号議案 平成 29 年度会計収入支出補正予算(案)の議決について

(ア) 一般会計

(カ) 農業基盤整備促進事業特別会計

(ク) 農地耕作条件改善事業特別会計

## 平成 28 年度決算について

平成29年10月13日(金)開催の臨時総代会において承認を得ました、平成28年度財産目録及び会計収入支出決算は次の通りです。

### 財 産 目 録

(単位：円)

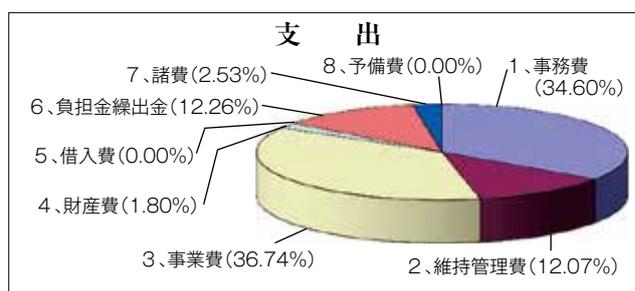
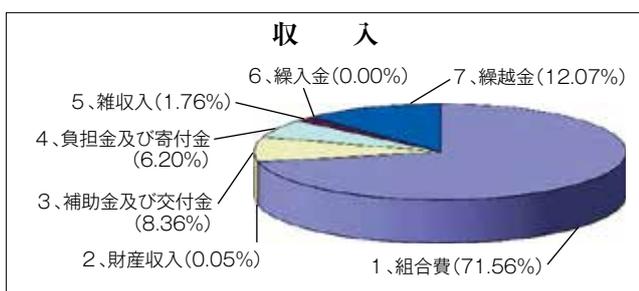
資 産		負 債	
流動資産	52,439,420	長期負債	0
特定資産	641,867,707	短期負債	641,617,707
固定資産	162,201,462		
計	856,508,589	計	641,617,707

## 会計収入支出決算

### 一般会計

(単位：円)

収 入		支 出	
款	金 額	款	金 額
1. 組 合 費	205,970,469	1. 事 務 費	84,481,451
2. 財 産 収 入	135,000	2. 維 持 管 理 費	29,475,820
3. 補 助 金 及 び 交 付 金	24,075,200	3. 事 業 費	89,704,690
4. 負 担 金 及 び 寄 付 金	17,842,851	4. 財 産 費	4,396,948
5. 雑 収 入	5,069,622	5. 借 入 費	0
6. 繰 入 金	2,244	6. 負 担 金 繰 出 金	29,941,672
7. 繰 越 金	34,734,495	7. 諸 費	6,179,207
		8. 予 備 費	0
計	287,829,881	計	244,179,788



**差引残額 43,650,093円は、平成29年度へ繰越**

### 特別会計

(単位：円)

会 計 別	収入決算額	支出決算額	差引残額	摘 要
(イ) 常勤役職員退職給与積立金	65,757,431	0	65,757,431	平成29年度へ繰越
(ウ) 地区除外決済金	3,108,191	3,108,191	0	
(エ) 地区除外決済金積立金	323,400,055	226,800	323,173,255	平成29年度へ繰越
(オ) 備品費及び財産費引当積立金	252,687,021	0	252,687,021	平成29年度へ繰越
(カ) 農業基盤整備促進事業	33,998,443	33,998,443	0	
(キ) 県単土地改良事業	3,099,601	3,099,601	0	
計	682,050,742	40,433,035	641,617,707	

## 通常総代会開催

平成30年3月23日(金)、当土地改良区事務所会議室において、通常総代会が開催され、つくばみらい市三島地区の寺田 操総代を議長に選出し、次の議案について審議し、全議案原案通り承認及び可決決定されました。



- 第 8 号議案 福岡堰土地改良区定款の一部改正について  
 第 9 号議案 福岡堰土地改良区個人情報保護に関する規程の制定について  
 第 10 号議案 福岡堰土地改良区手数料徴収規程の一部を改正する規程  
 第 11 号議案 平成 29 年度組合費賦課率及び徴収方法の議決中、一部変更について  
 第 12 号議案 土地改良施設の被買収等に係る契約締結について  
 第 13 号議案 平成 29 年度農業基盤整備促進事業施行議決中、一部変更について  
 第 14 号議案 平成 29 年度農地耕作条件改善事業施行議決中、一部変更について  
 第 15 号議案 平成 29 年度地区除外決済金積立金の運用処分の変更について  
 第 16 号議案 平成 29 年度会計収入支出補正予算(案)の議決について  
 (ア) 一般会計  
 (ウ) 地区除外決済金特別会計  
 (エ) 地区除外決済金積立金特別会計  
 (オ) 備品費及び財産費引当積立金特別会計  
 (カ) 農業基盤整備促進事業特別会計  
 (ク) 農地耕作条件改善事業特別会計  
 第 17 号議案 平成 30 年度組合費賦課率及び徴収方法の議決について  
 第 18 号議案 平成 30 年度土地改良施設維持管理適正化事業の施行について  
 第 19 号議案 平成 30 年度農地耕作条件改善事業の施行について  
 第 20 号議案 平成 30 年度県単土地改良事業の施行について  
 第 21 号議案 平成 30 年度地区除外決済金積立金の運用処分について  
 第 22 号議案 平成 30 年度会計収入支出予算(案)の議決について  
 (ア) 一般会計  
 (イ) 常勤役職員退職給与積立金特別会計  
 (ウ) 地区除外決済金特別会計  
 (エ) 地区除外決済金積立金特別会計  
 (オ) 備品費及び財産費引当積立金特別会計  
 (カ) 農地耕作条件改善事業特別会計  
 (キ) 県単土地改良事業特別会計  
 第 23 号議案 平成 30 年度予算内一時借入金限度額の議決について

## 平成29年度事業報告について

### ◆県営地盤沈下対策事業 福岡堰 4 期地区◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)
谷井田沼落排水路 第 4 - 3 工 区	排水路工 L = 35.3 L型水路 BOXカルバート 2.8 ~ 3.1 × 1.2
谷井田沼落排水路 第 6 - 1 工 区	排水路工 L = 282.7 L型水路 BOXカルバート 排水フリューム 1.9 ~ 2.1 × 1.2
谷井田沼落排水路 第 6 - 2 工 区	排水路工 L = 210 L型水路 1.7 ~ 1.9 × 1.2



県営地盤沈下対策事業福岡堰 4 期地区 谷井田沼落排水路 施工前 (左)・施工後 (右)

◆県営地盤沈下対策事業 小貝東部 2 期地区◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)		
九ヶ村用水路 第 4 工区	用水路工 L = 87.6	三面水路	1.4 × 0.75
谷井田用水路 第 17 工区	用水路工 L = 538.9	フリューム水路	0.6 ~ 0.7 × 0.6



県営地盤沈下対策事業小貝東部 2 期地区 九ヶ村用水路 施工前 (左)・施工後 (右)



県営地盤沈下対策事業小貝東部 2 期地区 谷井田用水路 施工前 (左)・施工後 (右)

## ◆県営経営体育成基盤整備事業 藤代北部地区◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)			
排水路護岸工事その 8	排水路工	L = 1,321.3	排水フリーム	0.6 × 0.6
排水路護岸工事その 9	排水路工	L = 140.7	排水フリーム	0.4 × 0.6



県営経営体育成基盤整備事業藤代北部地区 上萱場地先 施工前(左)・施工後(右)

## ◆土地改良施設維持管理適正化事業 (第 3 7 期生) ◆

工 事 名	工 事 内 容
古 川 機 場 ポンプ設備補修工事	ポンプ設備補修工 n = 1 式

## ◆農業基盤整備促進事業◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)		
川 崎 東 部 地 区 排 水 路 護 岸 工 事	排水フリーム	L = 263.1	0.6 × 0.6 ~ 0.9
川 崎 西 部 地 区 排 水 路 護 岸 工 事	排水フリーム	L = 202.7	0.6 × 0.6



農業基盤整備促進事業 川崎東部地区 施工前(左)・施工後(右)

◆農地耕作条件改善事業◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)		
川崎地区第1工区 排水路護岸工事	排水フリーム	L = 269.6	0.6 × 0.6
川崎地区第2工区 排水路護岸工事	排水フリーム	L = 269	0.6 × 0.9



農地耕作条件改善事業 川崎地区第2工区 施工前(左)・施工後(右)

◆ そ の 他 の 工 事 ◆

種 別	工 事 内 容
内 郷 工 事	幹線・支線・中用水路補修工、幹線・中排水路補修工
特 別 工 事	安全施設復旧工
施 設 破 損 復 旧 工 事	用水路・安全施設復旧工
農 地 転 用 工 事	用排水路護岸工、出入口暗渠工

## 平成 30 年度予算について

一般会計収支共  
288,715,000円也

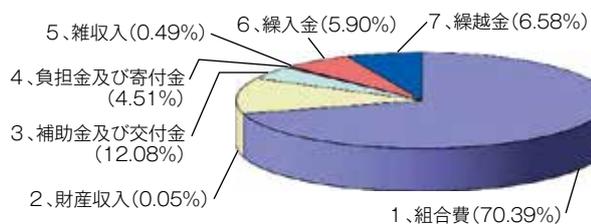
特別会計収支共  
721,850,000円也

## 一般会計

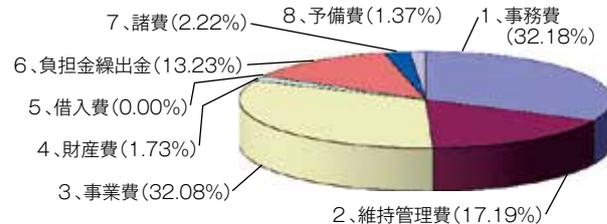
(単位：円)

収 入		支 出	
款	金 額	款	金 額
1. 組 合 費	203,230,000	1. 事 務 費	92,897,000
2. 財 産 収 入	135,000	2. 維 持 管 理 費	49,621,000
3. 補 助 金 及 び 交 付 金	34,878,000	3. 事 業 費	92,632,000
4. 負 担 金 及 び 寄 付 金	13,029,000	4. 財 産 費	5,000,000
5. 雑 収 入	1,411,000	5. 借 入 費	1,000
6. 繰 入 金	17,032,000	6. 負 担 金 繰 出 金	38,198,000
7. 繰 越 金	19,000,000	7. 諸 費	6,401,000
		8. 予 備 費	3,965,000
計	288,715,000	計	288,715,000

## 収 入



## 支 出



## 特別会計

(単位：円)

会 計 別	収入予算額	支出予算額
(イ) 常 勤 役 職 員 退 職 給 与 積 立 金	71,785,000	71,785,000
(ウ) 地 区 除 外 決 済 金	3,812,000	3,812,000
(エ) 地 区 除 外 決 済 金 積 立 金	330,476,000	330,476,000
(オ) 備 品 費 及 び 財 産 費 引 当 積 立 金	252,775,000	252,775,000
(カ) 農 地 耕 作 条 件 改 善 事 業	60,001,000	60,001,000
(キ) 県 単 土 地 改 良 事 業	3,001,000	3,001,000
計	721,850,000	721,850,000

# お知らせ

## ▼管内用排水路の藻刈り及び堤塘草刈りについて

当土地改良区管内には多数の用排水路があり、円滑な用水かんがいと排水を計るべく、毎年2回の藻刈り及び堤塘草刈りを組合員皆様のご協力により実施しておりますが、用排水の通水を妨げないよう水路内への草の落下に充分注意して頂き、落ちた場合には取り除いて頂くようご協力をお願い致します。

又、近年刈払機による草刈り作業が多くなっており、事故の件数も増加しております。十分満足な補償とまではいきませんが、傷害保険には加入しておりますので事故やケガには充分注意して頂き、万一の場合には当改良区へご連絡頂けますようお願い致します。

尚、本年は第1回目が6月3日(日)、第2回目が7月22日(日)に予定されておりますので、ご協力の程重ねてお願い致します。

## ▼ごみの投棄から水路を守ろう

毎年お願いをしているところですが、用排水路へのごみの不法投棄が一向に減らず、下流の用排水の通水に支障をきたしています。

回収されるごみは、缶・びん・ペットボトル・家庭ごみ・汚物・自動車のドア部品など多岐に亘ります。中には農薬用ビニール・野菜・果物等の農作物も含まれており、周りへの迷惑を承知で投棄する心ない行為に非常に悲しく残念に思います。これらの処理には毎年多大な経費を要しており、組合員の皆様から納めて頂いている賦課金を充用している状況です。この現状にご理解頂き、ごみに対する意識を高め、絶対にごみを捨てない、捨てさせないように皆様のご協力をお願い致します。

又、各集落のごみ集積場は、用排水路から離れた敷地へ設置して下さいようお願い致します。ごみが散乱し、用排水路へ流れることがありますので、ご協力の程重ねてお願いを致します。



**“ごみは必ず集積場へ” “誰もがみんな監視員”**

## ▼揚水機場の運転について

管内には、用水の不足を補うための機場が数多く設置されています。この機場はあくまで用水の補給としての施設でありますので、かんがい前や降雨の場合等は運転を停止し、節電のためにもこまめな運転管理をお願いします。

## ▼交通事故等による施設の破損について

福岡堰土地改良区管内の用排水施設、交通安全施設(ネットフェンス等)が、毎年、交通事故等による施設破損件数増加の傾向にあります。

又、当事者が分からず、組合員の皆様から納入して頂いている賦課金を、充用することになってしまう復旧工事件数も、同様に増加の傾向にあります。

交通事故等により施設を破損された方、破損事故を目撃された方は、必ず当土地改良区へ連絡して下さいようお願い致します。

尚、破損した施設の復旧工事に要する費用は、対物損害賠償責任保険を適用することが出来ますから、加入している保険会社等を連絡して頂ければ、当土地改良区が現地調査の上、保険会社等へ請求し、復旧工事を施工いたしますので、ご協力をお願い致します。



## ▼水路の補修工事(内郷工事)要望について

造成後年月が経過し、皆様が利用している水路も老朽化等により、補修工事の要望が年々多くなってきております。しかし、予算の都合もあり全ての要望に対応することができず、皆様には大変ご不便をおかけしております。

水路でも各圃場へ直接取水する小用水路や直接排水する小排水路は原則地元管理となっておりますので、再度ご理解の程よろしくお願い致します。

尚、組合員にて補修していただく場合は、各種助成制度等もありますので、施工前に各地区役員・総代までお問い合わせ下さい。

## 水難事故ゼロへ ご協力を

用水かんがいの時期は水路に常時通水しており、水深も深く、流れも速い状態です。危険ですので水難事故にご注意下さい。特に子供たちの水遊びによる事故が懸念されます。ネットフェンス等の安全施設は設置してありますが、子供たちを水難事故から守る為、ご家族に止まらず地域の皆様も一人ひとりが注意をしあい、「遊ばない」「遊ばせない」「近寄らない」を合い言葉に子供たちが水路の近くで遊ばないようにご協力をお願い致します。

## こんな時には届出・申請が必要です!

### 組合員変更及び耕作移動

毎年5月に組合費通知書を発行しておりますが、面積・組合員名に相違あるという連絡が多くあります。

耕作地の移動又は組合員名に変更がある場合は、土地改良法により、本人が土地改良区へ届け出ることになっておりますので、必ず届け出るようお願い致します。

### 口座振替の申し込み

組合費の納付につきましては、市役所窓口での納付ができません。又、金融機関での振込納付の手数料は、組合員さんご本人に負担して頂くこととなりますので、是非、口座振替納付をご利用下さい。

手続きは簡単で、口座振替手数料の負担もありませんので、より多くの皆様からのお申し込みをお待ちしております。

### 農地を転用するとき

農地を農地以外のものに転用するときには、あらかじめ土地改良区に地区除外の申請をして下さい。土地改良区では、その土地を転用することにより、付近の他の農地に被害がないかどうかを検討した後に土地改良区の意見書等を交付します。その際に地区除外決済金等を納めて頂きますが、これは土地改良法で義務づけられており、その土地を地区除外することにより、残された農地が将来加重な負担にならないようにするためのものです。公共事業用地として買収又は寄付した土地も同様に決済金等を納めて頂くこととなりますので、事業主体(買収者)が手続きをするように充分に話し合いをして下さい。手続きをしないと賦課されますので、注意して下さいようお願い致します。

### 浄化处理水等を放流するとき

福岡堰土地改良区の区域内には、大小の用排水路があります。このうち排水路に浄化槽を通して雑排水等を放流しようとする場合には、土地改良区の承認が必要です。本来、排水路は農業排水が目的であり、各家庭、事業所等から出る排水は、公共下水等で処理されることになっておりますが、その設備が無く、やむを得ず排水路への放流が必要な場合は、農作物に対する影響等を検討し、水質基準等を定め、認めております。土地改良区の排水路へ浄化槽を通して雑排水等を放流するときは、必ず事前に承認を受けてから放流して下さい。

茨城県つくばみらい市福岡1546番地

### 福岡堰土地改良区

TEL 0297-52-4232  
FAX 0297-52-6348  
HP <http://www.fukuoka-suiri.or.jp>  
E-mail [info@fukuoka-suiri.or.jp](mailto:info@fukuoka-suiri.or.jp)  
庶務課 = 庶務全般、換地関係  
経理課 = 会計、組合費賦課徴収関係  
工務管理課 = 工事全般、用水配分関係

### ホームページのご利用について

当改良区ではホームページを開設しております。こちらでは組合員の皆様へのお知らせに加え、当区の運営状況、沿革や概要等も掲載しておりますので、ご利用頂けたら幸いです。また、各種手続きに伴う申請書等を印刷することも出来ますのでご利用下さい。

福岡堰土地改良区

検索